別紙様式第二十六　（平23財令96・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

資産負債状況報告書

（　　年　月末現在）

報告年月日：
年　月　日

報告者：

考　事　及　び
代表者の氏名
電　話　番　号
担当者の氏名
電話番号（内線番号）

（単位：百万円未満切捨て、単位）

資　産	コード	残　高	うち中長期	負　債	コード	残　高	うち中長期
		非居住者	非居住者			非居住者	非居住者
現金・預け金	0010			預り金	0030		
譲渡性預金	0050			譲渡性預金	0070		
コール・ローン	0080			コール・マネー	0090		
有価証券	0099			借入金	0100		
買入手形	0159			有価証券	0110		
輸出手形	0160			未払送金為替	0120		
輸入手形	0170			本支店勘定	0130		
うちUSユーザンス	0178			外国関係会社等からの借入金	9268		
貸付金	0180			その他	0210		
本支店勘定	0190			うち未整理等	0240		
外国関係会社等からの借入金	0200			負債計	0220		
その他	0210						
うち未整理等	0240						
資産計	0220						

（記入要領）

1　数値により記入すること。

2　「居住者の区分」欄には、貸借の相手方について該当する者の区分を記入すること。

3　本報告書には、暗号資産に係る取引に係る資産及び負債を含む（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の、決済に用いる財産的価値に係る資産に該当するもの）とし、決済に用いる財産的価値に係る資産については、他の資産に準じて、記入すること。

(1)　「外貨建て資産分」：本邦法人の外貨建て資産及び外貨建て負債（通貨スワップを含む）を対象とする。

(2)　「円建て資産分」：本邦法人の非居住者に対する本邦通貨建て貸出（輸入手形を含む。）及び本邦通貨建て債券（発行時に本邦法人が引き受けたものを除く。）並びに非居住者に対する本邦通貨建て株式（本邦法人の株式のうち、証券保管振替機構が管理しているものを対象とする。

(3)　「うち特定金融会社等分」：特定国際金融取引緊急対策法（昭和61年法律第94号）第２条第１項に規定する特定金融会社等を対象とする。

(4)　「外貨建て資産分」：預金、有価証券の貸付及び金銭債権の譲渡に係るものを対象とする。

(5)　「円建て資産分」：非居住者に対する金銭の貸付、有価証券の貸付及び金銭債権の譲渡に係る本邦通貨建て債権及び本邦通貨建て株式を対象とする。

(6)　「外貨建て負債分」及び「円建て負債分」：居住者を含む本邦の銀行等からの借入を対象とする。ただし、「負債分」の「借入金」欄中の「うち非居住者」欄の記入は要しない。

4　「うち中長期」欄には、「証券投資」等を除くものを記入すること。

5　「輸入手形」の「うちUSユーザンス」欄は、当該残高を確認できる場合に記入すること（確認できない場合には記入をしなくても差し支えない。）。

（日本産業規格Ａ４）